

令和元年度

行政監査報告書

【個人情報保護について】

石川県監査委員

目 次

	目 次	頁
第 1	監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマと選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第 3	監査の実施概要	1
1	監査の実施時期	1
2	監査の着眼点	1
3	監査対象機関及び監査の実施方法	1
第 4	監査の結果	2
1	個人情報の取得及び管理について	2
2	個人情報の利用及び提供について	10
3	特定個人情報及び個人情報（電子）の情報セキュリティ対策について	12
第 5	意見	14
1	個人情報の取得及び管理について	14
2	個人情報の利用及び提供について	16
3	特定個人情報及び個人情報（電子）の情報セキュリティ対策について	16
4	結び	17
(資料)		
	書面調査の項目	19
	監査対象機関	20
	石川県個人情報保護条例で規定する個人情報の定義等について	22
	関係条文	23

第1 監査の趣旨

今回の行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについて、個別のテーマを定めて実施したものである。

第2 監査のテーマと選定理由

1 監査のテーマ

個人情報の保護について

2 選定理由

県が保有する個人情報については、平成15年度から石川県個人情報保護条例等に基づき管理等が行われているが、依然として全国的に個人情報の漏えい等の事案が発生していることや平成28年1月から行政手続等におけるマイナンバーの利用が始まり、平成29年7月からは国・地方公共団体間での情報連携も開始されていることなどから、引き続き、厳格な管理等が求められているところである。

こうしたことを踏まえ、個人情報の適正な管理等が行われているかについて検証し、今後の行政事務の改善に資することとした。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施時期

令和元年11月から令和2年2月まで

2 監査の着眼点

- (1) 個人情報の取得及び管理は適切に行われているか
- (2) 個人情報の利用及び提供は適切に行われているか
- (3) 特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）及び個人情報（電子）についてのセキュリティ対策が適切に実施されているか

3 監査対象機関及び監査の実施方法

今回の監査においては、本庁及び出先機関の全ての248所属を対象とし、個人情報の管理状況等を把握するため、令和元年10月1日を調査基準日として書面調査を実施した。監査対象機関については、20頁及び21頁に記載のとおりである。

また、書面調査の結果を踏まえ、抽出した4所属（総務部総務課、総務部行政経営課、高松病院、小松明峰高等学校）について聞き取り調査を行った。

第4 監査の結果

1 個人情報の取得及び管理について

(1) 個人情報取扱事務について

本県では、「石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）」により、個人情報の取扱いについての基本的事項を定めている。条例では「個人情報」を、条例第2条に規定する個人に関する情報（条例第50条第1項及び第2項で規定される情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）と定義している。

条例第11条では、個人情報取扱事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記載された公文書を用いるものを開始しようとするときは、あらかじめ「個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）」を作成し、一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

第4の1及び2における全所属に対する調査では、条例の適用を受ける個人情報のうち、条例第2条第4項に規定する特定個人情報以外の個人情報を取り扱う事務（条例第11条第2項又は第3項の規定（22頁参照）により登録簿を作成しない事務を除く。）を対象とし、個人情報を取り扱うのは225所属で、その事務の件数は4,454件であった。（表1）

なお、特定個人情報を取り扱う事務については、総務部総務課及び行政経営課が毎年度、管理状況の監査等を行っていることから、両課については当該監査等の状況について調査した。

表1 監査対象機関及び個人情報取扱事務の状況

監査対象機関	所属数	個人情報を取り扱う所属数		個人情報を取り扱う事務数	
		個人情報を取り扱う所属数	登録簿を作成する必要がある所属数	個人情報を取り扱う事務数	登録簿を作成する必要がある事務数
知事部局	132	120	116	1,859	1,846
教育委員会	68	68	68	1,731	1,703
その他の行政委員会	7	7	7	30	30
警察	41	30	30	834	834
計	248	225	221	4,454	4,413

注) 議会事務局は知事部局に含めた。

個人情報を取り扱う事務の件数4,454件のうち、条例第11条に規定する検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を用いるため登録簿の作成が必要な事務がある

のは221所属で、その事務の件数は4,413件であり、そのうち4,268件（96.7%）の事務について登録簿が作成されていた。作成済みの登録簿の「個人情報取扱事務登録簿処理要領」に規定する事務区分での内訳は、公文書の公開事務や公益法人の認定に関する事務などの「全庁共通事務」が560件（13.1%）、屋外広告物許可申請に関する事務や入学者選抜に関する事務などの「出先機関共通事務」が1,881件（44.1%）、医事会計事務や入札参加資格審査事務などの所属の「固有事務」が1,827件（42.8%）となっている。（表2）

表2 登録簿の事務区分

事務区分	事務数	割合 (%)
全庁共通事務	560	13.1
出先機関共通事務	1,881	44.1
固有事務	1,827	42.8
計	4,268	100.0

なお、登録簿が作成されていなかった23所属の145件の事務については、令和元年度中に全ての登録簿が作成される予定である。（表3）

表3 未作成の登録簿の作成時期

時期	事務数	割合 (%)
令和元年中	66	45.5
令和2年1～3月	79	54.5
計	145	100.0

また、26所属の151件の事務で登録簿の記載内容と実際の事務の内容に齟齬があった。その主な理由は、制度の改正などの変更に対応していない、当初の登録簿の内容に記載誤りがあったが登録簿の内容を修正していないなどであった。

(2) 個人情報の取得について

登録簿の作成が必要な4,413件の事務のうち、調査基準日（令和元年10月1日）前1年間（以下「過去1年間」という。）に、登録簿の作成が必要な221所属が新たに取得した個人情報の件数（概数）別の事務は、次表のとおりであった。（表4）

表4 過去1年間に取得した個人情報の件数別の事務の状況

件数	事務数	割合 (%)
10件未満	1,852	42.0
10件以上100件未満	1,312	29.7
100件以上1,000件未満	940	21.3
1,000件以上10,000件未満	250	5.7
10,000件以上	59	1.3
計	4,413	100.0

個人情報の取得先については、本人からが3,692件(83.7%)、他の官公庁など本人以外からが2,296件(52.0%)であり、また、条例第2条第2項に規定する実施機関(知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。)内での取得が387件(8.8%)あった。(表5)

本人以外からの取得については、いずれも法令等の規定によるなど条例第4条第4項ただし書各号に規定する取得根拠に基づいていた。

表5 個人情報の取得先(複数回答)

取得先	事務数	割合 (%)	
本人	3,692	83.7	
本人以外	他の官公庁	857	19.4
	民間・私人	676	15.3
	他の実施機関	425	9.6
	その他	338	7.7
	計	2,296	52.0
同一実施機関内	387	8.8	

注) 割合は、登録簿の作成が必要な4,413事務に対する構成比

取得する個人情報の内容が、登録簿に記入すべき個人情報の記録項目のうち氏名、住所、生年月日などの基本的事項に加え、職業・職歴、学業・学歴などの社会生活に関する事項である所属は214所属(96.8%)であり、ほとんどの所属が共通して記録項目としていた。(表6)

「その他」の項目は、相談内容や請求内容などであった。

なお、条例第4条第2項に規定する取得制限情報(思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報)を取得していた所属が156所属(70.6%)あったが、いずれも法令等の規定によるなど条例第4条第3項各号に規定する取得根拠に基づいていた。

表6 取得する個人情報の項目（複数回答）

項 目	所属数	割合 (%)
基本的事項	221	100.0
社会生活	214	96.8
家庭生活	178	80.5
資産・収入	161	72.9
取得制限情報	156	70.6
その他	118	53.4

注) 割合は、登録簿の作成が必要な221所属に対する構成比

(3) 個人情報の管理について

登録簿の作成が必要な221所属における4,413件の事務のうち、個人情報を管理する媒体が、紙媒体であるものは4,199件(95.2%)、ファイルサーバーは2,258件(51.2%)、事務用パソコンは904件(20.5%)、専用端末や外部記憶媒体は197件(4.5%)である。

なお、クラウドサービスが、県職員等採用候補者試験事務など一部の事務で電子申請等に利用されており、取り出された個人情報等は各所属において紙媒体や事務用パソコン等で管理されている。

また、全ての所属において、組織・規程の整備、取扱者の研修や意識啓発といった個人情報漏えい防止のための措置が講じられており、そのほか表7の措置がとられていた。

表7 個人情報漏えい防止のために講じている措置（複数回答）

措 置 内 容	事務数	割合 (%)
パスワード等のアクセス制限	1,682	38.1
第三者の立入制限	1,502	34.0
施設・設備の整備	1,212	27.5
データの暗号化	51	1.2
その他 施錠できるところに保管 ネットワークではなくローカルに保存 など	61	1.4

注) 割合は、登録簿の作成が必要な4,413事務に対する構成比

個人情報を取り扱う225所属において、各所属から回答があった個人情報の管理に関する取組や課題の主な内容は、表8及び表9のとおりであった。

表 8 個人情報の管理に関する取組の主な内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管場所を施錠している。 ・ 不要になった資料等の速やかな処理（シュレッダー、溶解等）をしている。 ・ 個人情報をフォルダに格納する際や情報を電子媒体でやり取りする際にはパスワードをかけて関係者以外閲覧できないようにしている。 ・ 特定個人情報の事務取扱担当者等が受けた研修内容について所属内・所管課と共有している。 ・ 個人情報の流出を防ぐために、保管場所には第三者の立入を制限している。 ・ 庁舎清掃等の委託業者が執務室に入室するときには、その都度職員に個人情報が記載された書類を放置しないよう周知し、閉庁日となる場合は必ず職員が立ち会っている。 ・ できるだけ目につかないところに保管する。 ・ 個人情報の記載されたものは、離席時には片づける。 ・ 個人情報を含む書類は、机の上に放置せず、すぐに簿冊に編綴するように努めている。 ・ 個人パソコンやUSBに保存せず、サーバーに保存している。 ・ 職員に個人情報の適正管理について、定期的に注意喚起している。 ・ 安易にデータを施設外へ持ち出さない。 ・ 非公開情報が記載された決裁書類は外部から見えないようにして回覧している。 ・ 個人情報を印刷した資料のうち、保存の必要がないもの、不要不急なものは使用后、直ちに裁断・溶解するよう定期的にメールで課内に案内している。 ・ 委員が出席する会議等資料について、委員へは、個人情報が記載されている資料は「持ち帰り不可」として置いていってもらい、長期に使用する資料は終了後に事務局に返却又は適切な方法による廃棄を依頼している。 ・ 廃棄時は、職員立会いの下で業者による溶解を徹底している。 ・ 全員に不祥事防止セルフチェックを実施している。 <p style="text-align: right;">など</p>

表 9 個人情報の管理に関する課題の主な内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 年々書類が増え、保管場所に苦慮している状況であり、今後は保管場所の確保

が必要である。

- ・ 紙媒体で保存しているデータが多いため、電子化などをしてコンパクトに保存する。
- ・ 取扱件数が増大する中、管理が煩雑とならないよう繰り返しの指導教養が必要である。
- ・ 保存期限経過後の特定個人情報に係る文書の保存期限が今後満了するため、処分方法の検討が必要と考える。
- ・ 個人情報を印刷した資料の裁断・溶解を漏れなく行う。
- ・ 業務上知り得た情報の管理・保秘を徹底する。
- ・ 情報管理方法の定期的な周知が必要である。
- ・ 常に慎重な取扱いが必要である。
- ・ 個人情報の管理について担当者が共通の認識を持ち、厳重に扱うことが重要である。
- ・ 新しいセキュリティ対策が示される都度、全職員の理解度を更に深めるための効果的な方策が必要である。
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・提出の案内がないので、毎年定期的に案内してほしい。

など

(4) 個人情報の廃棄等について

条例第5条第3項では、保有する必要がなくなった保有個人情報は確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならないとされている。

保存期間が経過したなどの理由により、保有する必要のなくなった個人情報が廃棄又は消去されている事務の件数は2,193件であり、その手段は、紙媒体では焼却や裁断が多く、次いで溶解となっているが、電子媒体では磁氣的消去が多く、次いで物理的破壊であった。(表10)

表10 個人情報の廃棄等の手段(複数回答)

手 段	事務数	割合(%)
焼却	1,198	54.6
裁断	1,089	49.7
磁氣的消去	481	21.9
溶解	333	15.2
物理的破壊	72	3.3
その他	17	0.8

注) 割合は、個人情報が廃棄されている2,193事務に対する構成比

なお、令和元年11月に他県で、リース契約の満了に伴い個人情報を含む県の情報等が消去されないまま返却されたハードディスクが転売され、残存していた情報が流出した事案が発生した。本県では、従前からリース契約のパソコンやハードディスクについては契約満了後は業者に廃棄を依頼し、廃棄後に証明書を徴することでその確認をしていたが、この他県の事例を受けて、同年12月に総務部行政経営課情報システム室から各所属に、各所属管理のリース機器については契約先で物理的に破壊又は磁氣的に破壊し、当該措置が完了するまで職員が立ち会うよう注意喚起の通知をするなどの対策を行った。

(5) 個人情報取扱事務の県の実施機関以外の者への委託について

条例第10条第1項では、実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外の者に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないとなっている。

登録簿の作成が必要な4,413件の事務のうち、過去1年間に、実施機関以外の者に個人情報取扱事務を委託している事務は293件(6.6%)であった。

そのうち、委託先に個人情報漏えい防止措置を講じさせている事務は283件(96.6%)であった。

なお、委託先に講じさせた漏えい防止措置の主な内容は、表11のとおりであった。

表11 委託先に講じさせた漏えい防止措置の主な内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 個人情報の取扱いに係る特記事項を契約の際結んでいる。・ パスワードなどによるアクセス制限を行っている。・ 個人情報取扱者の意識啓発を行っている。・ 管理者権限を持つ端末、取扱者を制限している。・ 委託先で定めている個人情報保護方針などの規程を遵守させている。・ 秘密保持、適正管理、複製の禁止を行っている。・ 紙媒体を施錠して保管している。・ 委託契約書において、個人情報の漏えい防止のため必要な措置を講じる旨明記している。・ 外部への漏洩を禁止している。・ 目的外使用・提供の禁止、不要となった入出力媒体を廃棄している。・ 委託先が作成した企画提案書提案条件に記載された事項を遵守するよう指導を行う。また、委託業務データを扱うパソコンにおいては、Winny等のファイル共有ソフトの利用を禁止している。・ 個人情報の取扱いについて誓約書を徴取しているほか、委託先業者の専用シス |
|---|

- テム上で、パスワードを用いてデータをやり取りし、管理の徹底を図っている。
- データの暗号化を図っている。

など

なお、令和元年12月に県内の公立病院に常駐していた受託業者の職員が、個人情報に記載された用紙を病院外に持ち出した事例が判明した。これを受けて委託業者に対し契約書に記された適正な管理をすることを再確認した所属もあった。

(6) 個人情報の庁外への持出しについて

個人情報を取り扱う事務がある225所属のうち、保有する個人情報を庁外に持ち出した事例があるのは64所属(28.4%)であり、その内容は、立入検査などで申請(許可)内容と現状が一致しているかの確認や講習会、試験等の参加者の受付・連絡のためなどである。(表12)

表12 保有する個人情報の庁外への持出し

区 分	所属数	割合 (%)
持出しがある	64	28.4
持出しがない	161	71.6
計	225	100.0

警察を除く各所属では、石川県文書管理規程(平成14年石川県訓令第7号)などの文書管理規程で、個人情報等非公開情報が記録された文書(以下「重要な文書」という。)について、恒常的に文書を持ち出して業務を行うことが前提とされる業務において、あらかじめ「個人情報等非公開文書持出許可簿」により所属長の許可を受けることとなっているが、恒常的に個人情報を庁外に持ち出す事例のある28所属のうち、許可を受けていたのは27所属(96.4%)であった。(表13)

許可を受けずに庁外へ個人情報を持ち出していた所属については、すでに所属長の許可を受けるよう改めている。

表13 恒常的に個人情報を庁外に持ち出す際の所属長の許可の有無

許 可	所属数	割合 (%)
受けている	27	96.4
受けていない	1	3.6
計	28	100.0

また、石川県文書管理規程等では、これ以外の業務における重要な文書の庁外への持

出しについては、「個人情報等非公開文書持出伺い簿」により所属長の許可を受けることとなっているが、個人情報を庁外に持ち出すこうした事例のある32所属のうち、許可を受けていたのは31所属（96.9％）であった。（表14）

許可を受けずに庁外へ個人情報を持ち出していた所属については、すでに庁外へ持ち出す書類から個人情報に関する部分を取り外して持ち出すこととするよう改めている。

表14 個人情報を庁外に持ち出す際の所属長の許可の有無

許 可	所属数	割合 (%)
受けている	31	96.9
受けていない	1	3.1
計	32	100.0

警察においては、個人情報を取り扱う事務がある30所属のうち、19所属が重要な文書を庁外に持ち出しており、その全ての所属で所属長の許可を受けていた。

また、平成30年度に、生活環境部廃棄物対策課の職員が個人情報の含まれた文書を所属長の許可を受けずに庁外に持ち出した際にその文書を紛失した事案があった。これを受けて同課では、「個人情報等非公開文書持出伺い簿」による事前の所属長の許可や事後の返却確認などの対策が講じられていた。

総務部総務課においては、このようなことも受けて、平成30年度から本県の文書管理や個人情報保護の制度等を内容として文書管理担当者研修会を開催し、職員への周知・啓発を図っている。

2 個人情報の利用及び提供について

(1) 保有する個人情報の活用について

登録簿の作成が必要な事務4,413件のうち、保有する個人情報を有効に活用していると回答があったのは4,364件（98.9％）であり、ほとんどの所属において保有目的に沿い、有効に活用されていた。（表15）

なお、活用していない主な理由は、登録簿は作成したが事業の実績がないことや事業が終了したが個人情報を含む簿冊の保存年限が未到来であることなどであった。

表15 個人情報の活用状況

区 分	事務数	割合 (%)
活用している	4,364	98.9
活用していない	49	1.1
計	4,413	100.0

(2) 保有している個人情報の利用及び提供について

条例第6条では、実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならないとなっているが、法令等の規定に基づくときや本人の同意があるときなど、条例で定める一定の事由に該当する場合は、この限りでないとなっている。

登録簿の作成が必要な事務のある221所属のうち、過去1年間に、保有する個人情報を当該実施機関内で利用させたのは3所属であった。(表16)

その理由は、県税課税のためなどであり、いずれも条例で定める事由に該当していた。

表16 実施機関内での利用状況

区 分	所属数	割合 (%)
利用させている	3	1.4
利用させていない	218	98.6
計	221	100.0

また、過去1年間に、保有する個人情報を当該実施機関以外の者に提供(委託を除く。)した所属は42所属あった。(表17)

その理由は、国税又は地方税の賦課徴収や被表彰者の選定のためなどで、いずれも条例で定める事由に該当していた。

表17 実施機関以外の者への提供状況

区 分	所属数	割合 (%)
提供している	42	19.0
提供していない	179	81.0
計	221	100.0

条例第8条では、実施機関は、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対して、利用の制限を付し、又は漏えいの防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることを求めなければならないとなっている。利用の制限又は必要な措置を求めているのは18所属(42.9%)であった。(表18)

表18 利用の制限又は必要な措置状況

区 分	所属数	割合 (%)
求めている	18	42.9
求めていない	24	57.1
計	42	100.0

利用の制限又は必要な措置を求めていない理由は、提供先がすでに法令等で守秘義務

を課されていることなどである。

利用の制限又は必要な措置の内容は、表 19 及び表 20 のとおりであった。

表 19 利用の制限の内容（複数回答）

内 容	所属数
第三者への再提供の制限	10
取扱者の限定	7
利用時間の制限	5
消去・返却等利用後の取扱いの指示	4
その他	5

表 20 必要な措置の内容（複数回答）

内 容	所属数
組織、規程の整備	6
取扱者の研修や意識啓発	4
施設及び設備の整備	3
パスワードなどによるアクセス制限	3
第三者の立入制限	1
データの暗号化	1
その他	7

3 特定個人情報及び個人情報（電子）の情報セキュリティ対策について

全所属への調査に加え、特定個人情報や電子の個人情報については、所管の総務部総務課及び行政経営課に別途調査を実施した。

(1) 特定個人情報のセキュリティ対策について

本県においては、平成 27 年 10 月からのマイナンバー制度導入に伴い、個人情報保護対策を強化しており、各事務においてマイナンバーを含む個人情報である特定個人情報が適正に取り扱われていることを確認するための監査と事務取扱担当者等が適切に特定個人情報を取り扱うよう教育研修を実施している。

その監査及び研修は、総務課行政情報サービスセンター及び行政経営課が合同で実施している。

監査については、条例及び国の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関・地方公共団体等編）（平成 26 年 12 月）」に基づいて策定した「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針（平成 28 年 1 月）」等、各種規程に沿った手続で定期的に、監査計画及び監査マニュアルに従って行われていた。

各所属での特定個人情報の取扱いが適切かは、書面監査と実地監査により確認していた。

特定個人情報の取扱件数が少ない所属には書面監査のみを行っており、対象所属から提出されたチェックシートの内容確認により実施していた。

実地監査は、対象所属に赴き、チェックシートに基づき担当職員から聞き取りのうえ、各種記録簿や書類の保管状況を実地で確認していた。

監査実施後は、結果を対象所属に通知しており、是正措置が必要とされた所属からは是正結果報告書を徴取しており、次回の監査で是正措置の実施状況を確認していた。

なお、平成30年度には、特定個人情報のシステムへの登録情報に不備があり、他の自治体から依頼があった場合にシステムを介しての情報提供ができない状態であった事例や情報の管理を徹底するために必要な安全管理措置を記した仕様書を契約書に添付していなかった事例などがあったが、いずれも改善措置が講じられていた。

職員研修についても、これらの各種規程に沿った手続で各所属の事務取扱担当者に対し、実施していた。

研修の内容は、マイナンバー制度の概要や統合宛名システムの操作などであり、特定個人情報を取り扱う職員がいる全ての所属において、当該職員に研修を受けさせていた。

研修の効果については、実地監査において職員へのヒアリングや現場確認を行い、適切な理解と対応ができているかを確認している。

今後の研修の取組としては、1年に1回の事務取扱担当者説明会のほか、総務省のeラーニングを積極的に活用していくとのことであった。

また、各所属での取組としては、特定個人情報の事務取扱担当者と庶務担当グループリーダーとが人事異動の時期にあらためて規程を確認するといった事例があった。

(2) 個人情報（電子）の情報セキュリティ対策について

本県では、県が管理するコンピュータシステム、ネットワーク、データである情報資産を適切に保護するため、情報セキュリティ対策が実施されており、情報セキュリティに対する基本的な指針である「石川県情報セキュリティポリシー基本方針（平成15年3月）」及び「石川県情報セキュリティポリシー対策基準（平成15年3月）」（「以下「基本方針等」という。）が遵守されていることを確認するため、総務部行政経営課による監査及び職員に基本方針等の内容を認識させるための情報セキュリティ教育（研修）を行っている。

情報セキュリティに関する監査は、基本方針等に沿った手続で行われていた。

また、各所属での個人情報（電子）の取扱いが適切かは、事務用パソコンが配置されている所属を対象に監査を実施し、実地監査では、チェックシートに基づき担当職員から聞き取りのうえ、各種記録簿や書類の保管状況を実地で確認し、是正措置が必要とされた所属からは是正結果報告書を徴取しており、次回の監査で是正措置の実施状況を確認している。

なお、平成30年度には、外部記憶媒体管理台帳が未作成であった事例や、記録が漏れていた事例、無線LAN通信機器の設定が契約書の仕様どおりでなかった事例があっ

たが、いずれも改善措置が講じられていた。

職員研修についても、これらの所属に対して、基本方針等に沿った手続で実施していた。

研修の内容は、県の情報セキュリティ対策に関する各種規程や職員が留意すべき事項などであり、全ての対象所属において、総務部行政経営課から配付される研修資料等を活用し、定期的に研修が行われていた。

研修の効果については、各所属から提出された教育結果報告書から理解度を把握していた。

各所属では、アンケート調査や口頭での確認により受講者の理解度を把握している。理解度が不足していると思われる場合には再度研修を実施するなどの取組を行っており、今後の取組としては、継続的に研修を受けさせる、未受講の職員や新規異動者に積極的に研修を受けさせるなどがあげられていた。

なお、病院及び警察については、「石川県立中央病院情報管理規程（セキュリティポリシー）（平成15年8月）」、「石川県立高松病院情報管理規程（セキュリティポリシー）（平成18年7月）」及び「石川県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成17年石川県警察本部訓令第15号）」により、情報資産の保護が図られている。

第5 意見

今回の監査については、「個人情報の保護について」をテーマとし、本庁及び出先機関を対象に、「個人情報の取得及び管理は適切に行われているか」、「個人情報の利用及び提供は適切に行われているか」、「特定個人情報及び個人情報(電子)の情報セキュリティ対策が適切に実施されているか」について監査を実施した。

その結果、おおむね適正に行われているものと認められたが、一部において改善又は検討を要する事項があった。

については、各所属において、以下の点に留意し、保有する個人情報の保護に一層取り組むことに努められたい。

1 個人情報の取得及び管理について

(1) 条例に基づき作成の必要な登録簿については、ほとんどの所属において作成されていたが、一部の所属において、登録簿を作成していないものや登録内容の変更が必要であるにもかかわらず、修正をしていないものなど、登録簿の作成不備が認められた。

登録簿は、県民等が実施機関における個人情報の取扱状況を確認等ができるようにするため、個人情報取扱事務の存在及び概要を明らかにしたもので、一般の閲覧に供するものであることから、速やかに登録簿の作成及び更新を行うとともに、一般の閲覧に供されたい。

また、保有する公文書には、条例第11条に規定される検索し得る状態で個人情報記録された公文書はないとの理由で、登録簿を作成していない所属が見受けられたが、条例の趣旨に鑑み、個人を検索し得る状態に整理し、登録簿を作成することを検討されたい。

これらのことは、各所属において、登録簿の作成についての理解が不足していることに原因があると考えられることから、総務部総務課においては、各所属への周知に努められたい。

- (2) 個人情報の取得や不要になった個人情報の廃棄又は消去については、条例に基づき行われていたところであり、引き続き条例を遵守し、適切に対応されたい。

なお、令和元年11月に他県で、リース契約の満了に伴い個人情報を含む県の情報等が消去されないまま返却されたハードディスクが転売され、残存していた情報が流出した事案が発生した。本県では、従前からリース契約のパソコンやハードディスクについては契約満了後は業者に廃棄を依頼し、廃棄後に証明書を徴することでその確認をしていたが、この他県の事例を受けて、同年12月に総務部行政経営課情報システム室から各所属に、各所属管理のリース機器については契約先で物理的に破壊又は磁氣的に破壊し、当該措置が完了するまで職員が立ち会うよう注意喚起の通知をするなどの対策を行った。今後とも、個人情報を含む重要な情報を記録したハードディスク等の取扱いについては慎重に行うよう努められたい。

- (3) 個人情報取扱事務の県の実施機関以外の者への委託については、条例において、実施機関は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないとなっているが、一部において措置を講じていない所属が見受けられたので、速やかに契約内容を見直すなど改善措置を講じられたい。

また、令和元年12月に県内の公立病院において、個人情報を取り扱う事務を受託した業者の職員が個人情報が記載された用紙を病院外へ持ち出した事例が判明しており、県の機関においてもこうしたことが起こらないよう、個人情報保護に係る契約内容を受託業者に再確認させるなど適切な対応に努められたい。

- (4) 個人情報の庁外への持出しについては、石川県文書管理規程等において、所属長の許可を受けることが定められているが、一部において許可を受けないまま持ち出す事例が見受けられた。すでに改善措置を講じているところであるが、今後も個人情報を庁外に持ち出すに当たっては、その必要性や内容を十分精査するとともに、関係規程を遵守し、所属長の許可を受けることを徹底されたい。

(5) 各所属では、日頃からの個人情報の管理について、個人情報を記載した資料の取扱いについて定期的に職員に通知している、業者に行わせる不要文書の処分には必ず職員が立ち会っている、職員が個人情報漏えい防止のセルフチェックを実施しているなどの取組が行われていた。一方、年々個人情報を含む書類が増えるために施錠できる保管場所の確保が必要、新たなセキュリティ対策に対応できるよう職員の更なる資質向上が必要などの課題があるとする所属もあった。

このようなことから、各所属の実情を踏まえて、他所属の取組も参考としながら個人情報の適確な管理に継続的に取り組むとともに、創意工夫を図って課題に対応されたい。

また、令和元年11月に、県の収納代理金融機関において個人情報が記載された納付書が紛失した事例が判明し、県が指導を行っているところであるが、今後このようなことがないよう指定金融機関等への指導に努められたい。

2 個人情報の利用及び提供について

(1) 保有している個人情報の活用については、ほとんどの所属において保有目的に沿って有効に活用していたところであるが、行政サービスの高度化等にも対応する観点から、引き続き個人情報の保護に十分配慮し、更なる県民サービスの向上に役立てられたい。

(2) 保有している個人情報の実施機関以外の者への提供については、条例で、実施機関は、必要があると認めるときは、保有する個人情報の提供を受ける者に対して、利用の制限を付し、又は漏えいの防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることが求めなければならないことになっている。利用の制限や必要な措置を講じることが求めている所属においては、その必要性を十分考慮のうえ、今後の実施について検討されたい。

3 特定個人情報及び個人情報（電子）の情報セキュリティ対策について

(1) 特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）のセキュリティ対策については、総務部総務課及び行政経営課により特定個人情報管理状況監査及び教育研修が実施されているところであるが、特定個人情報においては、それ以外の個人情報より厳格な取扱いが求められていることから、今後も引き続き管理状況の確認及び担当者の啓発に努められたい。

また、病院及び警察においては、総務部総務課及び行政経営課の事例を参考とし、その必要性を十分検討のうえ適切に監査、研修を実施されたい。

(2) 個人情報（電子）の情報セキュリティ対策については、総務部行政経営課により情報

セキュリティ監査及び教育（研修）が実施されているところであるが、全国的にも情報漏えいの事案が相次いでいることから、今後も引き続き対策の実施及び職員の啓発に努められたい。

また、病院及び警察においては、「石川県立中央病院情報管理規程（セキュリティポリシー）」、「石川県立高松病院情報管理規程（セキュリティポリシー）」及び「石川県警察における情報セキュリティに関する訓令」を有しており、独自で監査、研修を行うこととなっているが、総務部行政経営課の事例を参考とし、その必要性を十分検討のうえ適切に監査、研修を実施されたい。

なお、今後、情報システムの構築の迅速化及び柔軟化並びに管理・運用費用の低廉化を実現するための有効な手段として、ますますクラウドサービスが利用されていくと思われるが、クラウドサービスを安全・安心に利用するためには情報セキュリティ対策が重要であることから、必要な措置について十分検討されたい。

4 結び

今回の監査においては、個人情報の保護について監査を実施し、改善や検討を要する事項などを共通の意見として述べたところである。

昨今、依然として全国的に個人情報を含む情報の漏えいなど不適切な事案が発生しているほか、今後、マイナンバー制度の利用拡大も想定される場所である。

こうした中、本県においても、ひとたび個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、個人の権利利益の保護に影響を及ぼすおそれがあることは言うまでもなく、県民等の信頼を損なうことにもつながるものであることから、職員は、日頃から高い意識を持って個人情報の厳格な管理等に取り組むことが重要である。

各所属においては、今回の監査の結果及び意見を参考とされ、今後とも、個人情報の保護に万全を期することを期待して、結びとする。

資 料

書面調査の項目

1 個人情報の取得及び管理について

- ・ 個人情報を取り扱う事務の有無
- ・ 個人情報取扱事務の名称(内容)
- ・ 未作成の個人情報取扱事務登録簿の作成予定時期
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の事務区分
- ・ 過去1年間に取得した個人情報の件数
- ・ 個人情報の取得目的
- ・ 取得する個人情報の項目
- ・ 取得制限情報を取得している場合の根拠
- ・ 個人情報の取得先
- ・ 本人以外の者から取得する場合の根拠
- ・ 個人情報を管理する媒体
- ・ 個人情報漏えい防止のために講じている措置
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の内容と実際の事務の内容の齟齬の有無
- ・ 保有する必要のなくなった個人情報の廃棄又は消去の時期
- ・ 保有する必要のなくなった個人情報の廃棄又は消去の手段
- ・ 過去1年間に実施機関以外の者に個人情報取扱事務を委託した事例の有無及びその内容
- ・ 委託先に個人情報漏えい防止策を講じさせているかどうか及びその内容
- ・ 保有する個人情報の庁外への持出しの有無及びその内容
- ・ 個人情報を庁外に持ち出す際の所属長の許可の有無
- ・ 個人情報の管理について、特に取り組んでいる内容
- ・ 個人情報の管理についての課題

2 個人情報の利用及び提供について

- ・ 保有する個人情報を有効に活用しているかどうか及びその理由
- ・ 過去1年間に個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有している個人情報を実施機関内で利用させた事例の有無及びその内容
- ・ 過去1年間に、保有している個人情報を実施機関以外の者に提供した事例の有無及びその内容
- ・ 保有する個人情報の提供を受ける者に対して、利用の制限を付し、又は漏えいの防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることの求めの有無及びその内容
- ・ 個人情報の活用について、効果的と考えている事例や取組の内容
- ・ 個人情報の活用についての課題

3 特定個人情報及び個人情報(電子)の情報セキュリティ対策について

(1) 特定個人情報について

- ・ 特定個人情報の事務取扱担当者等に対して研修を受けさせているかどうか
- ・ 研修の効果の把握方法
- ・ 今後の研修の取組内容(予定)

[総務部総務課及び行政経営課]

- ・ 特定個人情報の管理状況に係る定期的な監査の実施の有無及びその内容
- ・ 特定個人情報の事務取扱担当者等への研修の実施の有無及びその内容
- ・ 今後の研修の取組内容(予定)

(2) 個人情報(電子)について

- ・ 個人情報(電子)についてのセキュリティ研修の実施の有無
- ・ 研修の効果の把握方法
- ・ 今後の研修の取組内容(予定)

[総務部行政経営課]

- ・ 個人情報(電子)の情報セキュリティに係る監査の実施の有無及びその内容
- ・ 個人情報(電子)についてのセキュリティ研修の実施の有無及びその内容
- ・ 今後の研修の取組内容(予定)

監査対象機関

(1)本庁

1	総務部	秘書課
2		総務課
3		人事課
4		行政経営課
5		財政課
6		管財課
7		税務課
8		市町支援課
9	危機管理監室	危機対策課
10		消防保安課
11	企画振興部	企画課
12		地域振興課
13		空港企画課
14		新幹線・交通対策監室
15	県民文化スポーツ部	県民交流課
16		文化振興課
17		スポーツ振興課
18		男女共同参画課
19	健康福祉部	厚生政策課
20		長寿社会課
21		障害保健福祉課
22		医療対策課
23		地域医療推進室
24		健康推進課
25		薬事衛生課
26		少子化対策監室
27	生活環境部	環境政策課
28		温暖化・里山対策室
29		廃棄物対策課
30		自然環境課
31		生活安全課
32	商工労働部	産業政策課
33		産業立地課
34		経営支援課
35		労働企画課
36	観光戦略推進部	観光企画課
37		誘客戦略課
38		国際観光課
39		国際交流課
40	農林水産部	農業政策課
41		里山振興室
42		生産流通課
43		農業基盤課
44		農業安全課
45		森林管理課
46		水産課
47	競馬事業局	競馬事業局
48	土木部	監理課
49		道路建設課
50		道路整備課
51		河川課
52		港湾課
53		砂防課
54		都市計画課
55		公園緑地課
56		建築住宅課
57		営繕課
58		水道企業課
59	出納室	出納室
60	議会事務局	議会事務局

61	教育委員会	庶務課
62		教職員課
63		学校指導課
64		生涯学習課
65		文化財課
66		保健体育課
67	警察	総務課
68		警務課
69		人材育成課
70		県民支援相談課
71		情報管理課
72		厚生課
73		会計課
74		監察課
75		生活安全企画課
76		地域課
77		通信指令課
78		少年課
79		生活環境課
80		刑事企画課
81		捜査第一課
82		捜査第二課
83		組織犯罪対策課
84		鑑識課
85		科学捜査研究所
86		交通企画課
87		交通指導課
88		交通規制課
89		運転免許課
90		交通機動隊
91		高速道路交通警察隊
92		公安課
93		警備課
94		機動隊
95	行政委員会	選挙管理委員会事務局
96	(教育以外)	監査委員事務局
97		人事委員会事務局
98		労働委員会事務局
99		海区漁業調整委員会
100		内水面漁場管理委員会
101		収用委員会

(2)出先機関

1	総務部	自治研修センター
2		東京事務所
3		小松県税事務所
4		金沢県税事務所
5		中能登総合事務所
6		奥能登総合事務所
7	危機管理監室	消防学校
8	企画振興部	能登空港管理事務所
9	県民文化スポーツ部	美術館
10		歴史博物館
11		白山ろく民俗資料館
12		能楽堂
13		石川四高記念文化交流館
14		女性センター
15	健康福祉部	南加賀保健福祉センター
16		石川中央保健福祉センター
17		能登中部保健福祉センター
18		能登北部保健福祉センター
19		中央児童相談所
20		七尾児童相談所
21		南加賀保健所
22		石川中央保健所
23		能登中部保健所
24		能登北部保健所
25		リハビリテーションセンター
26		保健環境センター
27		こころの健康センター
28		身体障害者更生相談所
29		知的障害者更生相談所
30		中央病院
31		高松病院
32		総合看護専門学校
33		南部小動物管理指導センター
34		いしかわ子ども交流センター
35		保育専門学校
36		児童生活指導センター
37	生活環境部	白山自然保護センター
38		消費生活支援センター
39	商工労働部	大阪事務所
40		工業試験場
41		計量検定所
42		九谷焼技術研修所
43		九谷焼技術者自立支援工房
44		小松産業技術専門校
45		金沢産業技術専門校
46		七尾産業技術専門校
47		能登産業技術専門校
48		石川障害者職業能力開発校
49	農林水産部	南加賀農林総合事務所
50		石川農林総合事務所
51		県央農林総合事務所
52		中能登農林総合事務所
53		奥能登農林総合事務所
54		農林総合研究センター
55		大日川ダム管理事務所
56		南部家畜保健衛生所
57		北部家畜保健衛生所
58		水産総合センター
59	土木部	南加賀土木総合事務所
60		石川土木総合事務所

61	土木部	県央土木総合事務所	
62		中能登土木総合事務所	
63		奥能登土木総合事務所	
64		大聖寺川ダム統合管理事務所	
65		赤瀬ダム管理事務所	
66		犀川ダム管理事務所	
67		内川ダム管理事務所	
68		安原・高橋川工事事務所	
69		金沢港湾事務所	
70		七尾港湾事務所	
71		金沢城・兼六園管理事務所	
72		手取川水道事務所	
73		教育委員会	小松教育事務所
74			金沢教育事務所
75			中能登教育事務所
76			奥能登教育事務所
77			教員総合研修センター
78			生涯学習センター
79			図書館
80			輪島漆芸技術研修所
81			金沢城調査研究所
82			大聖寺実業高等学校
83	大聖寺高等学校		
84	加賀高等学校		
85	小松商業高等学校		
86	小松工業高等学校		
87	小松高等学校		
88	小松明峰高等学校		
89	寺井高等学校		
90	鶴来高等学校		
91	松任高等学校		
92	翠星高等学校		
93	野々市明倫高等学校		
94	金沢錦丘高等学校		
95	金沢錦丘中学校		
96	金沢泉丘高等学校		
97	金沢二水高等学校		
98	金沢伏見高等学校		
99	金沢辰巳丘高等学校		
100	金沢商業高等学校		
101	工業高等学校		
102	金沢桜丘高等学校		
103	金沢西高等学校		
104	金沢北陵高等学校		
105	金沢向陽高等学校		
106	内灘高等学校		
107	津幡高等学校		
108	宝達高等学校		
109	羽咋高等学校		
110	羽咋工業高等学校		
111	志賀高等学校		
112	鹿西高等学校		
113	七尾東雲高等学校		
114	七尾高等学校		
115	田鶴浜高等学校		
116	穴水高等学校		
117	門前高等学校		
118	能登高等学校		
119	輪島高等学校		
120	飯田高等学校		

121	教育委員会	加賀聖城高等学校
122		小松北高等学校
123		金沢中央高等学校
124		羽松高等学校
125		七尾城北高等学校
126		盲学校
127		ろう学校
128		明和特別支援学校
129		いしかわ特別支援学校
130		小松瀬領特別支援学校
131	錦城特別支援学校	
132	小松特別支援学校	
133	七尾特別支援学校	
134	医王特別支援学校	
135	警察	警察学校
136		金沢中警察署
137		金沢東警察署
138		金沢西警察署
139		大聖寺警察署
140		小松警察署
141		能美警察署
142		白山警察署
143		津幡警察署
144		羽咋警察署
145	七尾警察署	
146	輪島警察署	
147	珠洲警察署	

石川県個人情報保護条例で規定する個人情報の定義等について

(定義)
第2条

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

適用除外 第50条

- 1項 一 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
二 石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第2条に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
2項 石川県立図書館その他の県の機関において広く県民の利用に供することを目的として保有されている個人情報

○個人情報取扱事務登録簿（第11条）

実施機関は、個人情報取扱事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報記録された公文書を用いるものを開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

登録事項：個人情報取扱事務の名称、所管する組織の名称、目的、個人情報の対象者の範囲、記録項目、取得先 等

適用除外

- 2項 一 県の職員（県設立独立行政法人の役員及び職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下この号において同じ。）又は県の職員であつた者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する事務
三 前二号に掲げる事務のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で実施機関が定める事務
①国又は他の地方公共団体の職員又は職員であつた者の人事、給与、福利厚生等に関する事務
②資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務
③一般に入手することができる刊行物等に掲載された個人情報のみを取り扱う事務
④文書管理上、文書の保存期間が定められておらず、事務の目的達成後廃棄されることとなる個人情報を取り扱う事務
3項 公安委員会又は警察本部長の個人情報取扱事務については、第1項第5号から第7号までに掲げる事項の一部若しくは全部を登録簿に登録し、又は登録簿を作成することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

○個人情報取扱事務登録簿処理要領 第2 登録を要する事務

- (1)個人名が記録されている名簿、台帳、一覧表、リストその他これらに類する公文書
(2)カルテ、相談カード等個人の識別項目によって検索できるように一定の書式に個人情報が記録されている公文書
(3)個人情報が記録されている申請書、届出書その他これに類する公文書（当該申請書等やその添付書類の中に記録されている申請者以外の個人情報については、検索可能なものに該当しない。）
(4)その他個人を検索できる状態で個人情報が記録されている公文書（例：電子計算機処理された電磁的記録、インデックス等により検索可能になっている文書等）

関係条文（抜粋）

○石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）

（定義）

- 第二条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 2 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）であつて、県が設立したもの（以下「県設立独立行政法人」という。）をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（県設立独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（石川県情報公開条例（平成十二年石川県条例第四十六号）第二条第二項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- 4 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 5 この条例において「情報提供等の記録」とは、番号利用法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（取得の制限）

- 第四条 実施機関は、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。
- 2 実施機関は、次に掲げる個人情報を取得してはならない。
- 一 思想、信条及び信教に関する個人情報
 - 二 個人の特質を規定する身体に関する個人情報
 - 三 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
- 3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、前項各号に掲げる個人情報を取得することができる。
- 一 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
 - 二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として取得するとき。
 - 三 石川県個人情報保護審査会（以下この章において「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報の取得が必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 法令等の規定に基づくとき。
- 二 本人の同意があるとき。
- 三 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 四 犯罪の予防等を目的として取得するとき。
- 五 出版、報道等により公にされているとき。
- 六 他の実施機関から提供を受けるとき。
- 七 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人から個人情報を取得したのでは個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき、その他本人以外の者から取得することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

（適正管理）

- 第五条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
 - 3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的に照らし、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされるものについては、この限りでない。

（利用及び提供の制限）

- 第六条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 法令等の規定に基づくとき。
 - 二 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 三 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 四 出版、報道等により公にされているとき。
 - 五 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
 - 六 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下この項において「他の実施機関等」という。）に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において事務の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるとき。
 - 七 犯罪の予防等を目的として、他の実施機関等以外の者に提供する場合であって、提供することに特別の理由があると実施機関が認めるとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

- 第八条 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外の者に提供する場合において、必要がある

と認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(委託等に伴う措置等)

第十条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外の者に委託しようとするとき又は公の施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者又は公の施設の管理を行う指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の委託を受けた事務又は公の施設の管理の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(個人情報取扱事務の登録等)

第十一条 実施機関は、個人情報取扱事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を用いるものを開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録した個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報取扱事務の名称
 - 二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - 三 個人情報取扱事務の目的
 - 四 個人情報の対象者の範囲
 - 五 個人情報の記録項目
 - 六 個人情報の取得先
 - 七 その他実施機関が定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
 - 一 県の職員（県設立独立行政法人の役員及び職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下この号において同じ。）又は県の職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
 - 二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する事務
 - 三 前二号に掲げる事務のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で実施機関が定める事務
 - 3 第一項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長の個人情報取扱事務については、同項第五号から第七号までに掲げる事項の一部若しくは全部を登録簿に登録し、又は登録簿を作成することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。
 - 4 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

(適用除外)

第五十条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- 一 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第五十二条第一項に規定する個人情報
 - 二 石川県統計調査条例(平成二十一年石川県条例第十五号)第二条に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 2 この条例の規定は、石川県立図書館その他の県の機関において広く県民の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。
- 3 第三章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
- 一 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四章の規定の適用を受けないこととされる個人情報

○石川県文書管理規程(平成14年石川県訓令第7号)

(文書管理組織等)

第7条 総務部長は、本庁等における文書の管理に関する事務を総括する。

- 2 総務課長は、本庁等における文書事務に関し必要な調査を行い、文書事務の処理に関する指導及び改善に努めなければならない。
- 3 主務課長及び出先機関の長(以下「所属長」という。)は、文書取扱主任を指揮し、所属の文書事務の適正な管理及び運営に努めなければならない。

(文書の分類及び管理等)

第7条の2 所属長は、前条第3項の文書事務の適正な管理及び運営のため、文書を次に掲げる区分に分類し、その重要性に配慮した管理に努めなければならない。

- (1) 石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号)第7条に規定する非公開情報が記録されている文書(第9条第3項及び第4項において「重要な文書」という。)
- (2) 前号以外の文書

(文書の整理及び取扱い)

第9条 文書は、常にその所在及びその処理の経過を明らかにし、滅失、損傷、紛失、盗難その他の事故を予防しなければならない。

- 2 文書は、所属長の許可を得ないで、関係者以外に謄写若しくは閲覧をさせ、又はその写しを与えてはならない。
- 3 所属長は、重要な文書のうち、必要があると認めるものについては、その保管場所の施錠その他の措置を講ずるものとする。
- 4 文書は、庁外へ持ち出してはならない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 重要な文書について、恒常的に文書を持ち出して業務を行うことが前提とされる業務において、あらかじめ個人情報等非公開文書持出許可簿(別記様式第2号の2)により所属長の許可を受けている場合
 - (2) 重要な文書について、個人情報等非公開文書持出伺い簿(別記様式第2号の3)により

所属長の許可を得た場合

(3) 第7条の2第2号に掲げる区分に該当する文書を公務のために持ち出す場合

○石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号）

（公文書の公開義務）

第七条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

一 （略）

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三～七 （略）

令和元年度行政監査報告書

令和2年3月発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第三課）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

直通電話 076-225-1863

F A X 076-225-1864

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

メールアドレス kansa@pref.ishikawa.lg.jp